

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の目的

地球温暖化問題は、私たちが日々の生活の中で化石燃料を消費し、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出することにより、地球温暖化、気候変動が進行し、世界各国の自然の生態系や人々の生活環境に対して深刻な影響を及ぼすと考えられ、大きな社会問題となっています。その温暖化の要因は、産業活動によるものだけではなく、私たちの日々の生活スタイルにも原因があることから、問題を解決するためには、村民一人ひとりの理解、努力、協力が必要となります。

我が国の地球温暖化対策の基本的な方針を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」においては、地方公共団体の責務として、法第19条第2項で「都道府県及び市町村は、単独で又は共同して地球温暖化対策計画を立案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。」と定めています。

猿払村では、2009年(平成21年)3月に地域に即した温室効果ガスの排出抑制に向けた対策を総合的・効果的に推進するため、第1期2009(平成21)年3月から2013(平成25)年度3月までの「猿払村地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、更に第2期2013(平成25)年度から2020(令和2)年度までの8年間を対象とした「猿払村地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定。地域一体となって温室効果ガスの排出抑制に努めてきたところですが、計画期間が令和2年度末で終了したことから、引き続き、第3期の本計画を策定することとしました。

また、2016(平成28)年度から2025(令和7)年度までの10カ年間のまちづくりの指針となる「猿払村まちづくり基本計画(第7次猿払村総合計画)」において、「猿払村の将来像～環境への配慮と持続可能な社会の構築」のもと、地球温暖化防止への意識の向上及びエネルギー資源の有効活用への取り組みを推進しています。

#### 【むらづくりの基本目標】

##### 豊かな自然環境の保全と活用

村の豊かな自然環境を守り育て、活用するとともに、それらの取り組みを支える村民の環境意識を高め、村民が自然の中で豊かに暮らすことができる環境を目指します。

##### 環境への配慮と持続可能な社会の構築

ごみ減量と適正な処理に努め、地球温暖化防止への意識の向上を図りながら、村のエネルギー資源の有効活用と新たな取り組みの検討を進めます。

(※第7次猿払村総合計画から環境保全関係抜粋)

## 2 計画の対象範囲

本計画の範囲は、猿払村全域とします。

## 3 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策推進法」に規定している温室効果ガス7種類の内、前計画を踏襲し、地域から主に排出されると考えられる二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)の3種類を対象とします。

ただし、温室効果ガス排出量は二酸化炭素がそのほとんどを占めていることや、メタン、一酸化二窒素の排出は主に家畜の飼育によるもので、削減のためには家畜数を減らすなど現実的ではない方法となることから、本計画では、二酸化炭素についてのみ削減目標を設定することとし、メタンと一酸化二窒素は排出量を把握するのみとします。

なお、本村で排出される二酸化炭素は、全てエネルギー起源のものとなっています。

表1 対象とする温室効果ガス

	対 象 ガ ス	人 為 的 な 発 生 源	地球温暖化係数
1	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用	1
2	メタン(CH <sub>4</sub> )	自動車の走行、燃料の燃焼、家畜の飼育、一般廃棄物の焼却	25
3	一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	自動車の走行、燃料の燃焼、家畜の飼育、一般廃棄物の焼却	298

※地球温暖化係数：「地球温暖化対策推進法施行令」に定められているもので、各温暖化効果ガスの地球温暖化に対する効果を、二酸化炭素の効果に対して相対的に表した指標

## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、北海道の推進計画とあわせ、2021年度(令和3年度)から2030年度(令和12年度)までの10年間とします。

ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、適宜見直しを検討します。

## 第2章 温室効果ガス排出状況

### 1 わが国の温室効果ガス排出状況

2019年度(令和元年度)の我が国の温室効果ガスの総排出量は12億1,300万トン(CO<sub>2</sub>換算。以下同じ。)で、前年度の総排出量(12億4,700万トン)と2019年度の総排出量を比較すると、エネルギー消費量の減少(製造業における生産量減少等)や、電力の低炭素化(再エネ拡大)に伴う電力由来のCO<sub>2</sub>排出量の減少等から、2.7%(3,400万トン)減少しました。

2013年度(平成25年度)の総排出量(14億1,000万トン)と比較すると、エネルギー消費量の減少(省エネ等)や、電力の低炭素化(再エネ拡大、原発再稼働)に伴う電力由来のCO<sub>2</sub>排出量の減少等から、14.0%(1億9,700万トン)減少しました。

### 2 北海道の温室効果ガス排出状況

北海道における2016年度(平成28年度)の温室効果ガスの総排出量は7,017万t-CO<sub>2</sub>で、基準年度(1990年度(平成2年度))に比べて6.6%増加しています。

基準年度からの排出量の増加は、民生(業務)部門において電力使用量が増加したことや、CO<sub>2</sub>排出係数が増加したことが要因と考えられます。

また、一人当たりの排出量は13.1t-CO<sub>2</sub>/人で、全国10.3t-CO<sub>2</sub>/人の約1.3倍であり、積雪寒冷により冬季の灯油等の使用量が多いことや、広域分散型で自動車の依存度が高いという地域特性が大きな要因と考えられます。

### 3 猿払村の温室効果ガス排出状況

#### (1) 総排出量

本村における温室効果ガス排出量は、2009年度(平成21年度)までは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンを集計していましたが、前章にも記載したように、温室効果ガス排出量は二酸化炭素がそのほとんどを占めていることから、2010年度(平成22年度)からは二酸化炭素のみを集計しています。

また、村内全域からの温室効果ガス排出量を集計することが困難となり、事業者・住民の模範となる地方公共団体である村が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量のみを集計しています。

温室効果ガスである二酸化炭素は、下記の表に示されるように、毎年増減をしながらも増加傾向にあります。

表2 年度別猿払村温室効果ガス排出量の推移

【t-CO<sub>2</sub> (CO<sub>2</sub>換算)】

年度 種別	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
CO <sub>2</sub>	18,009	16,733	16,206	16,469	16,041	15,984	17,850	18,705	18,502	18,766
CH <sub>4</sub>	18,587	19,506	19,671	18,608	18,204	18,187	18,006	17,657	17,440	13,725
N <sub>2</sub> O	11,832	12,415	12,519	11,853	11,592	11,586	11,481	11,253	11,114	8,800
HFC	0	0	0	0	0	4	8	12	16	20
計	48,428	48,654	48,396	46,930	45,837	45,761	47,345	47,627	47,072	41,311

年度 種別	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
CO <sub>2</sub>	19,047	19,646	20,397	18,703	20,644	19,789	18,274	20,554	21,053	18,722
CH <sub>4</sub>	13,888	13,814	13,999	14,510	14,400	14,076	13,972	14,682	14,959	15,496
N <sub>2</sub> O	8,891	8,851	8,965	9,280	9,211	9,065	8,994	9,435	9,590	9,930
HFC	23	27	31	35	39	43	47	51	55	57
計	41,849	42,338	43,392	42,528	44,294	42,973	41,287	44,722	45,657	44,205
年度 種別	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
CO <sub>2</sub>	4,652	4,683	4,649	4,439	4,165	4,512	5,269	5,843	5,517	4,986
年度 種別	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
CO <sub>2</sub>	4,784									

## 第3章 地球温暖化対策の基本方針

### 1 温室効果ガス排出量の削減目標

#### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化問題は、世界全体で取り組むべき課題であることから、本村も国と目標を共有し、施策を講じていくことが求められます。

我が国は、2020年までの京都議定書から引き継がれた2030年までのパリ協定により地球温暖化対策が取り組まれ、2020年10月には「2050年カーボンニュートラル」を宣言されました。本村においても2050年にはCO<sub>2</sub>(二酸化炭素)の実質排出ゼロを目指し、行動に取り組んでいきます。

地球温暖化の要因である温室効果ガスは、そのほとんどが二酸化炭素で占められていることから、二酸化炭素を削減目標の設定対象としますが、温室効果ガス排出量は、人口減少や気候変動による増減が大きく起因していることから、数量的な目標とはせず、行動実践を主とした目標とします。

また、本村の総面積の約8割が山林や原野であり、森林吸収量のみで温室効果ガス排出量のかなりの部分を賄うことができますが、本計画では、この森林吸収にすべてを委ねるのではなく、各主体の取り組みによる排出削減を図っていきます。

#### (2) 削減目標

本村における温室効果ガス排出量削減目標は、次のとおりとします。

##### ①国の目標達成に貢献する目標とします。

地球温暖化問題は、社会経済活動や国民一人ひとりの生活に深く関わっており、国の目標達成のためには、地域レベルから村民・事業者・行政といったあらゆる主体が連携して取り組んでいく必要があります。

##### ②一人ひとりが温暖化防止に対して意識を持ちます。

村民、事業者、行政が、それぞれ自ら率先的な取り組みを行い、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとし、「2050年CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)実質排出ゼロ」を目指します。

### 2 目標達成に向けた取り組み

#### (1) 村民の取り組み

環境にやさしい日常の行動実践により二酸化炭素排出量を削減します。

国民運動「COOL CHOICE」を推進し、省エネ・低炭素型の製品への買い換え・サービスの利用・新しいライフスタイルの選択などで、温暖化対策に資する「賢い選択」をしていきます。

また、住宅への新エネ・省エネの促進を図るため、猿払村新エネ・省エネ設備等導入促進補助制度等を活用し、太陽光発電設備、省エネ給湯機及びLED照明機器等の導入を進め、二酸化炭素排出量を削減します。

#### (2)事業者の取り組み

事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出抑制等指針に基づくものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努め、「脱炭素経営」に取り組めます。

さらに、温室効果ガスの排出量がより少ない製品・役務の利用促進、次世代自動車の普及やエコ

ドライブを推進します。

事業所への新エネ・省エネの促進を図るため、猿払村新エネ・省エネ設備等導入促進補助制度等を活用し、太陽光発電設備、省エネ給湯機及び LED 照明機器等の導入を進め、二酸化炭素排出量を削減します。

### (3)行政の取り組み

猿払村は、「第3期猿払村の事務・事業に関する実行計画」に基づき、地球温暖化防止対策の推進に取り組んでいきます。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、新しいワークスタイルの取り組み、新たな気付き・アイデアの発言と意見交換で取り組みの裾野を広げていきます。

#### 【参考】燃料使用量削減による温室効果ガス削減量

- ◆一人当たり 0.1t-CO<sub>2</sub> (100kg-CO<sub>2</sub>) の削減を達成するには、
  - 灯油の場合  
一人当たり年間約 40 L (4 人家族で約 160 L) の削減が必要です。
  - ガソリンの場合  
一人当たり年間約 43 L (4 人家族で約 172 L) の削減が必要です。  
自動車の燃費を 10km/L とすると、一人当たり年間約 430km (4 人家族で 1,720km) の走行を控える必要があります。

## 第4章 計画の推進

### 1 削減目標達成に向けた役割と求められる取り組み

地球温暖化対策には、村民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、責任と役割を果たしながら、連携・協働のもと、具体的な取り組みを進めて行くこととします。

以下に基本方針を示します。

#### 基本方針

一人ひとりの取り組みにより地球温暖化対策を推進します

村民・事業者・行政の協働により地球温暖化対策を推進します

地域特性を重視した地球環境及び地域環境の改善・保全を目指します

すべての人々が地球温暖化問題及びその対策を学習し、行動できる環境をつくります

### 2 二酸化炭素の削減

#### (1) 村民の役割

##### 《日常生活における省エネルギー行動》

- 使用していない部屋のあかりをこまめに消します。
- テレビを見ない時は、主電源を切ります。
- 使用しない電気製品のプラグを抜きます。
- 冷蔵庫への詰め過ぎや無駄な扉の開閉を控えます。
- 洗濯はまとめて洗います。
- 電気製品などは省エネルギータイプのもを使用します。
- 室温は暖房時 20℃、冷房時 28℃を目安にします。
- お風呂は間隔をあけずに続けて入る。
- シャワーはこまめに止めて節水します。
- 電気便座は使わないときは蓋を閉めます。
- 買い物ではレジ袋を辞退してエコバックを利用し、簡易包装に努めます。
- 宅配荷物はコンビニ受け取りや置き配を希望するなどして、再配達を発生させないように努めます。
- あらゆる賢い選択を促す運動である「COOL CHOICE」を推進します。

##### 《移動時の省エネルギー行動》

- 公共交通機関を利用します。
- 自動車利用時はエコドライブを実践します。  
(駐停車中はエンジンを停止します。運転時は急ブレーキ、急発進をしないようにします。)
- 自動車に無駄な荷物を積まないようにします。

##### 《省資源行動》

- 物を大切に使います。
- 節水をします。  
(入浴時や食器洗い時の水使用量を少なくします。)

- 環境ラベル対象製品を購入します。
- リサイクル品等の環境にやさしい商品を購入します。(グリーン購入)
- 詰め替え商品を購入します。
- 無駄な物を購入しないようにします。
- 再資源化できるごみは分別します。

#### 《建物の省エネルギー化》

- 住宅の新築や増改築時には省エネルギー基準適合の建材や構造を導入します。

#### 《新エネルギーの導入》

- 太陽光発電や太陽熱、風力、地中熱利用などを導入します。

#### 《自動車対策》

- 自動車購入時は燃費の良い車やCO<sub>2</sub>の排出が少ないエコカーを選択します。
- タイヤの空気圧を適正に保ちます。

#### 《廃棄物対策》

- 3R(排出抑制、再使用、リサイクル)を推進します。
- 食材を無駄なく買って使い切ります。
- 食べ残しをなくします。

## (2)事業者の役割

#### 《日常事業における省エネルギー行動》

- 冷暖房を適切に使用します。
- 節電をします。
- 省エネルギー高効率機器を使用します。
- あらゆる賢い選択を促す運動である「COOL CHOICE」を推進します。

#### 《移動時の省エネルギー行動》

- 自動車利用時はエコドライブを実践します。  
(駐停車中はエンジンを停止します。運転時は急ブレーキ、急発進をしないようにします。)
- 効率的・合理的な自動車利用を行います。
- 自動車に無駄な荷物を積まないようにします。

#### 《省資源行動》

- 紙の使用を抑制します。
- 節水をします。
- リサイクル品等の環境にやさしい商品を購入します。(グリーン購入)
- 販売商品の簡易包装に努めます。

#### 《建物の省エネルギー化》

- 個人住宅及び自社事業所の新築や増改築時には省エネルギー建築を採用します。
- 個人住宅及び自社事業所の設備や機器の更新時には省エネルギー高効率型製品を採用します。

#### 《新エネルギーの導入》

○太陽光発電やバイオマスエネルギー、地中熱ヒートポンプなどを導入します。

#### 《自動車対策》

○自動車購入時は燃費の良い車やCO<sub>2</sub>の排出が少ないエコカーを選択します。

○タイヤの空気圧を適正に保ちます。

#### 《廃棄物対策》

○3R(排出抑制、再使用、リサイクル)を推進します。

○3Rを考慮した生産や販売を行います。

### (3)行政の役割

#### 《日常業務における率先行動》

村の事務・事業に関する「第3期猿払村の事務・事業に関する実行計画」を着実に実施します。

○財やサービスの購入にあたっての配慮をします。(グリーン購入)

- ・紙類の購入 ・電気製品の購入 ・公用車の購入
- ・文具、事務機器等の購入 ・容器、包装材に関して

○財やサービスの使用にあたっての配慮をします。

- ・紙類の使用 ・電気の使用 ・燃料の使用 ・公用車の使用

○廃棄にあたっての配慮をします。

- ・廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクル

○設計・施工・管理段階における配慮をします。

- ・省エネルギー ・温室効果ガスの低減に資する素材の選択
- ・水の有効利用 ・廃棄物の発生抑制、再資源化等

○あらゆる賢い選択を促す運動である「COOL CHOICE」を推進します。

#### 《取り組み促進のための制度づくり》

○村民や事業者の取り組みを促進するため、助成制度等の検討・実施をします。

#### 《排出量の管理》

○効果的な温室効果ガス排出削減のため、排出量の実態や取り組みの効果を継続的に把握します。

○排出量算定のためのエネルギー使用量の実態を適正に把握します。

○新規施設や改修施設等がある場合は、再生可能エネルギーの導入を積極的に検討し、温室効果ガスの排出抑制及び削減をします。

#### 《自動車対策》

○二酸化炭素排出量削減と同様に、移動時の省エネルギー行動や自動車対策に取り組みます。

### 3 排出量削減に向けた意識の基盤づくり

#### (1)村民の意識

村民の日常では多くの省エネルギー行動を既に実践していると思いますが、温室効果ガスの排出量を削減していくためには、さらに実施していく必要があります。

しかし地球温暖化対策を実施する上での問題点として、省エネルギー設備や新エネルギー設備の導入に関しては経済的な理由からなかなか進まない現状にあります。村では一部補助の支援制度を設け、村

民の地球温暖化対策への取り組みを支援します。

村民は、日常生活の中において、自分ができる省エネルギー行動を最大限に実施するよう努力します。

## (2)事業者の意識

事業者においても、省エネルギー行動は定着してきているものの、省エネルギー設備や新エネルギー設備の導入に関しては未実施の状況が多くみられます。その要因は、設備投資に対する回収期間が長く、資金調達が困難であるなど、効果がすぐに見えないことにもあります。経費削減に繋がる省エネルギー行動は、日常の事業活動において実施するよう努力します。

村は事業者に対しても一部補助の支援制度を設け、地球温暖化対策への取り組みを支援します。

## (3)行政の意識

地方公共団体は、自ら率先的な取り組みを行うことにより、区域の住民・事業者の模範となることを目指します。その際には、全ての事務及び事業を対象として、各担当部局による責任ある行動の下、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めます。

詳細は「猿払村の事務・事業に関する実行計画」により定期的に施策の進捗状況を把握し、点検をしていきます。

## 第5章 計画の推進体制と進行管理

### 1 計画の推進体制

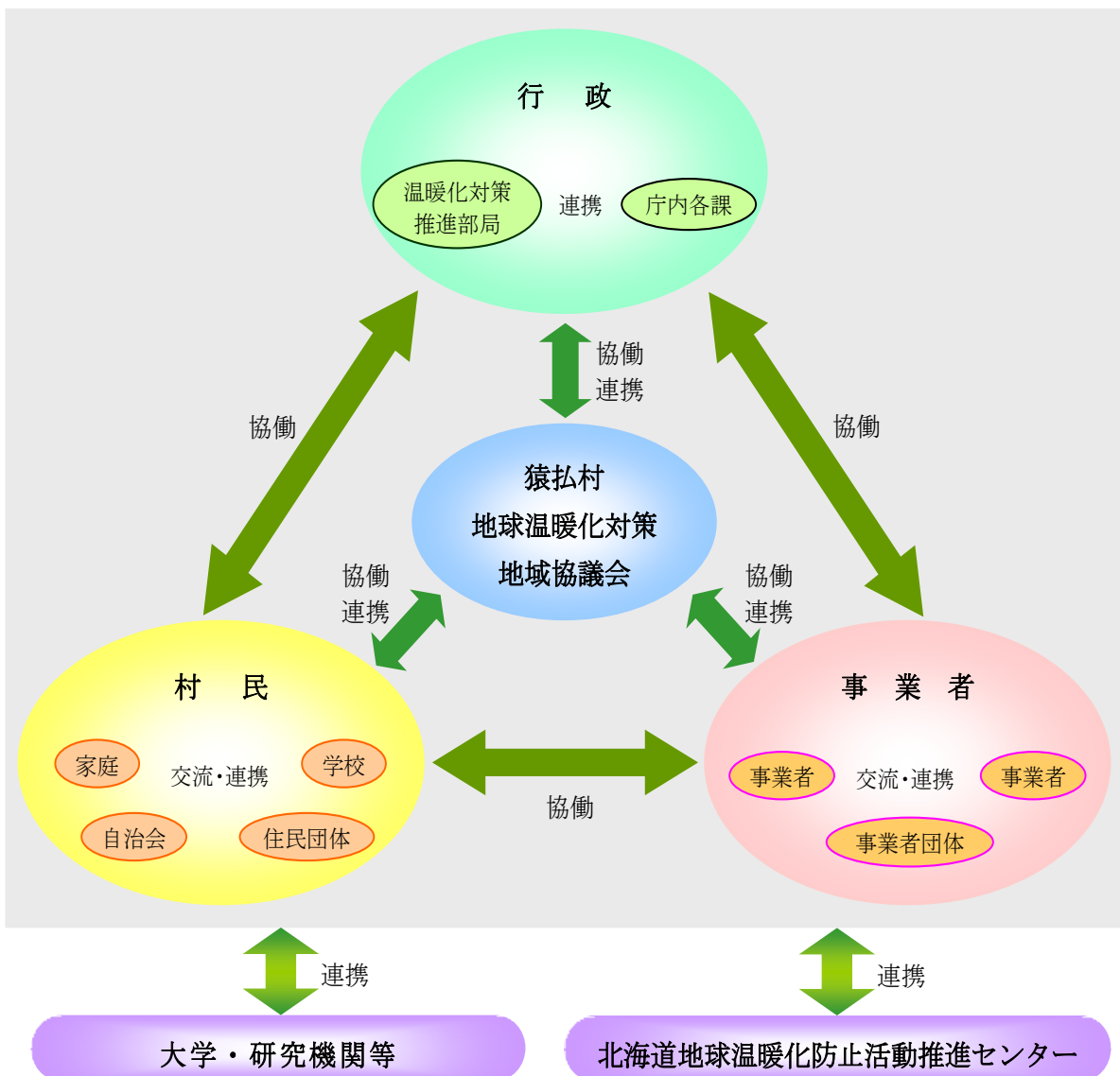
#### (1) 村民、事業者、行政の連携

各主体の交流と連携を取り持ち、協働による取り組みを先導する組織として、村民・事業者・行政などからなる既設「猿払村地球温暖化対策地域協議会」を対策・施策推進のかなめと位置づけ、継続して推進体制を図って行きます。

この協議会は、本計画の進捗状況をチェックし、課題を検討するほか、進行管理の役割を担います。また、温室効果ガス排出抑制対策の企画・実施を行います。

村民・事業者・行政の各主体が協働して地域ぐるみで取り組みを進めていきます。

図 5-1 計画の推進体制



## 2 計画の進行管理

### (1)各主体の取り組み状況の把握

#### ①村民の取り組み

定期的に村民意識調査を実施することにより、地球温暖化対策に関する取り組みの進展を把握するほか、住民団体等による取り組みについても把握します。

#### ②事業者の取り組み

定期的に事業者への意識調査を実施することにより、地球温暖化対策に関する取り組みの進展を把握します。

#### ③行政の取り組み

村の事務・事業に関する「第4期猿払村の事務事業に関する実行計画」に基づき、施策の進捗状況を把握・点検します。

#### ④その他

必要に応じ、計画の見直しを行います。

## 3 進行管理の方法

### (1)進行管理の方法

進行管理は、PLAN(計画の策定)、DO(取り組みの実践)、CHECK(進捗状況の点検)、ACTION(計画の評価・見直し)のPDCAマネジメントサイクルを基本として行います。

図 5-2 進行管理の方法

